

通帳レス口座規定

1. 通帳の不発行

普通預金「通帳レス口座」は、預金通帳の発行をいたしません。

2. 通帳不発行にかかる特約

- (1) 取引明細は「仙台銀行アプリ」または「インターネットモバイルバンキング」により確認するものとします。
- (2) お客さまが入出金取引明細表を必要とされる場合は、都度、当店にお申し出ください。なお、取引明細表発行にあたっては、当行が定める手数料が必要になります。
- (3) 窓口における入出金取引は、次の場合に限りです。
 - ① 故障、システム障害等により ATM 等での取引ができない場合
 - ② ATM 等で取扱いできない取引をする場合
 - ③ その他当行が店舗窓口での取扱いが必要と認めた場合
- (4) 前項の場合において、窓口にて普通預金の入出金をするときには、当行所定の普通預金入金伝票もしくは普通預金払戻請求書に明記し、この預金口座のキャッシュカード、預金者本人を確認できる当行所定の書類、および②、③の場合は届出印を提出してください。
- (5) 前(1)から(3)の場合のほか、預金規定等により通帳の提出が必要な取引を行う場合は、当該預金規定に定める通帳に代えて、当該預金のキャッシュカードおよび預金者本人を確認できる当行所定の書類を当店の窓口へ提出してください。

3. 預金の預入等

- (1) 通帳レス口座への預入れは ATM 等からの現金の受入れ、為替による振込金の受入れ、端末を利用した当行に開設されている預金者ご本人名義の他の預金口座からの振替、その他当行所定の方法によるものとします。
- (2) 通帳レス口座への振込について、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

4. 預金の払戻し

- (1) 通帳レス口座の預金の払戻しは、ATM 等からの現金払戻し、端末を利用した当行に開設されている預金者ご本人名義の他の預金口座への振替、当行に開設されているほかの預金者名義の口座宛または他行宛の振込、各種料金などの口座振替、その他当行所定の方法によるものとします。
- (2) 通帳レス口座の預金を払戻す場合は、当行所定の手続きにしたがい、ATM 等から送信された暗証番号があらかじめ当行に届出られたものと一致した場合に限り取扱います。

5. 規定の準用

- (1) 本規定に特段の定めがない場合は、普通預金規定を準用するものとします。
- (2) 本規定と普通預金規定の内容が両立しない場合は、本規定が優先的に適用されるものとします。

以上

